

○地方税法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>附則 (政令附則第十一条第二項第一号の倉庫等) 第六条 略 2～61 略</p> <p>62 政令附則第十一条第四十五項に規定する津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工作物で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当することについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた工作物とする。</p> <p>一 避難に適した構造であること。</p> <p>二 地震及び津波に対して安全な構造であること。</p> <p>三 津波により浸水した場合に想定される水深を考慮した安全な高さに避難上有効な場所が配置され、かつ、当該場所までの避難上有効な階段その他の経路があること。</p> <p>63 政令附則第十一条第四十六項に規定する総務省令で定める設備は、次に掲げる設備とする。</p> <p>一 誘導灯</p> <p>二 誘導標識</p>	<p>附則 (政令附則第十一条第二項第一号の倉庫等) 第六条 略 2～61 略</p>

三 自動解錠装置（地震動を感知した場合に、出入口に設ける戸の施錠装置を自動的に解錠する機能を有する装置（遠隔操作により解錠する機能を併せて有する装置を含む。）をいう。）

（東日本大震災に係る買換資産の取得期間等の延長の特例）

第二十二條の二 法附則第四十四條の三第一項に規定する市町村長の承認を受けようとする道府県民税の所得割の納税義務者は、平成二十四年三月十五日までに、法附則第四條第一項第一号に規定する特定譲渡をした同号に規定する譲渡資産について同項の規定の適用を受けようとする旨、東日本大震災（法附則第四十二條第一項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）に起因するやむを得ない事情により同号に規定する買換資産の取得（同号に規定する取得をいう。以下この項及び第四項において同じ。）が困難であると認められる事情の詳細、取得をする予定の当該買換資産についての取得予定年月日及びその取得価額の見積額その他の明細を記載した申請書に、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により同号に規定する買換資産の取得が困難であると認められる事情を証する書類を添付して、法附則第四十四條の三第一項に規定する市町村長に提出しなければならない。ただし、市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該書類を添付することを要しない。

2 附則第十三條の三第二項に規定する書類を添付して法第四十五條の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時まで）に提出されたもの及びその時まで提出された法第四十五條の三第一項に規定する確定申告書を含む。以下この項に

において同じ。)を提出した者が、当該申告書を提出した後、法附則第三十四條の二第二項の規定の適用を受けた譲渡に係る土地等の買取りをした者から当該土地等につき政令附則第二十七條の三第二項に規定する市町村長の承認に係る通知書の写しの交付を受けたとき(当該土地等につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(平成二十三年政令第百十二号)第十四條の二第一項に規定する税務署長の承認に係る通知書の写しの交付を受けたときを含む。)は、当該通知書の写しを、遅滞なく、市町村長に提出するものとし、当該通知書の写しの提出があつた場合には、当該土地等の譲渡は法附則第四十四條の三第二項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

3 政令附則第二十七條の三第二項に規定する事業(以下この項において「確定優良住宅地造成等事業」という。)を行う個人又は法人が、当該確定優良住宅地造成等事業につき、同條第二項に規定する市町村長の承認を受けようとする場合には、平成二十四年一月一日から同月十六日までの間に、第一号に掲げる事項を記載した申請書に第二号に掲げる書類を添付して、市町村長に提出しなければならない。

一 次に掲げる事項

イ 申請者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの名称、所在地及びその代表者その他の責任者の氏名

ロ 当該確定優良住宅地造成等事業について、東日本大震災による被

害により平成二十三年十二月三十一日までに政令附則第二十七条の
三第二項に規定する開発許可等を受けることが困難となつた事情の
詳細

ハ 当該承認を受けようとする確定優良住宅地造成等事業の完成予定
年月日

ニ 当該承認を受けようとする確定優良住宅地造成等事業につき政令
附則第二十七条の三第二項に規定する開発許可等を受けることがで
きると見込まれる年月日

ホ 当該承認を受けようとする確定優良住宅地造成等事業につき政令
附則第二十七条の二第一項又は第三項の承認を受けたことがある場合
には、その承認に係る同条第二項又は第三項に規定する市町村長が
認定した日

二 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法
律施行規則（平成二十三年財務省令第二十号）第四条の二第二項第二
号に掲げる書類

4 | 法附則第四十四条の三第三項に規定する市町村長の承認を受けようと
する市町村民税の所得割の納税義務者は、平成二十四年三月十五日まで
に、法附則第四条第一項第一号に規定する特定譲渡をした同号に規定す
る譲渡資産について同項の規定の適用を受けようとする旨、東日本大震
災に起因するやむを得ない事情により同号に規定する買換資産の取得が
困難であると認められる事情の詳細、取得をする予定の当該買換資産に
ついての取得予定年月日及びその取得価額の見積額その他の明細を記載
した申請書に、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により同号に

規定する買換資産の取得が困難であると認められる事情を証する書類を添付して、同項に規定する市町村長に提出しなければならない。ただし、市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該書類を添付することを要しない。

5 附則第十三条の三第五項の規定により読み替えて準用する同条第二項に規定する書類を添付して法第三百七十七条の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時まで提出された法第三百七十七条の三第一項に規定する確定申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した者が、当該申告書を提出した後、法附則第三十四条の二第五項の規定の適用を受けた譲渡に係る土地等の買取りをした者から当該土地等につき政令附則第二十七条の三第五項に規定する市町村長の承認に係る通知書の写しの交付を受けたとき（当該土地等につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十四条の二第二項に規定する税務署長の承認に係る通知書の写しの交付を受けたときを含む。）は、当該通知書の写しを、遅滞なく、市町村長に提出するものとし、当該通知書の写しの提出があつた場合には、当該土地等の譲渡は法附則第四十四条の三第四項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

6 政令附則第二十七条の三第五項に規定する事業（以下この項において「確定優良住宅地造成等事業」という。）を行う個人又は法人が、当該確定優良住宅地造成等事業につき、同条第五項に規定する市町村長の承認を受けようとする場合には、平成二十四年一月一日から同月十六日ま

での間に、第一号に掲げる事項を記載した申請書に第二号に掲げる書類を添付して、市町村長に提出しなければならない。

一 次に掲げる事項

イ 申請者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの名称、所在地及びその代表者その他の責任者の氏名

ロ 当該確定優良住宅地造成等事業について、東日本大震災による被害により平成二十三年十二月三十一日までに政令附則第二十七条の三第五項に規定する開発許可等を受けることが困難となつた事情の詳細

ハ 当該承認を受けようとする確定優良住宅地造成等事業の完成予定年月日

ニ 当該承認を受けようとする確定優良住宅地造成等事業につき政令附則第二十七条の三第五項に規定する開発許可等を受けることができる見込まれる年月日

ホ 当該承認を受けようとする確定優良住宅地造成等事業につき政令附則第十七条の二第四項又は第六項の承認を受けたことがある場合には、その承認に係る同条第五項又は第六項に規定する市町村長が認定した日

二 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第四条の二第二項第二号に掲げる書類

(政令附則第三十一条第七項に規定する総務省令で定める書類)

第二十二條の三

政令附則第三十一条第七項に規定する総務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 法附則第五十一条第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 法附則第五十一条第一項に規定する被災家屋（以下この号において「被災家屋」という。）又は同条第二項に規定する従前の土地（以下この号において「従前の土地」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該被災家屋又は当該従前の土地の所在地を記載した書類並びに当該被災家屋が東日本大震災

により被害を受けたことについて当該被災家屋の所在地の市町村長が証する書類その他の当該被災家屋が東

日本大震災により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

ロ 二 略

二 法附則第五十一条第三項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 法附則第五十一条第三項に規定する被災農用地（以下この号において「被災農用地」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該被災農用地の所在地を記載した書類、当該被災農用地が東日本大震災により耕作又は養畜の用に供することが困難となつた農用地であると農業委員会が

(政令附則第三十一条第五項に規定する総務省令で定める書類)

第二十二條の二

政令附則第三十一条第五項に規定する総務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 法附則第五十一条第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 法附則第五十一条第一項に規定する被災家屋（以下この号において「被災家屋」という。）又は同条第二項に規定する従前の土地（以下この号において「従前の土地」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該被災家屋又は当該従前の土地の所在地を記載した書類並びに当該被災家屋が東日本大震災（法附則第四十二条第一項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）により被害を受けたことについて当該被災家屋の所在地の市町村長が証する書類その他の当該被災家屋が東

日本大震災により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

ロ 二 略

証する書類並びに当該被災農用地を平成二十三年三月十一日において所有していた旨を証する書類

ロ 被災農用地の面積及び法附則第五十一条第三項に規定する当該被災農用地に代わる農用地の面積を証する書類

ハ 政令附則第三十一条第三項第一号に掲げる者が、法附則第五十一条第三項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、イ及びロに掲げるもののほか、農業を営む者であることを証する書類

ニ 政令附則第三十一条第三項第二号から第四号までに掲げる者（以下において「相続人等」という。）が、法附則第五十一条第三項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、イ及びロに掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人の登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

三 法附則第五十一条第四項又は第五項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 法附則第五十一条第四項に規定する対象区域内家屋（以下この号において「対象区域内家屋」という。）又は同条第五項に規定する対象土地（以下この号において「対象土地」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該対象区域内家屋又は当該対象土地の所在地を記載した書類並びに当該対象区域内家屋を同条第四項又は第五項に規定する警戒区域設定指示が行われた日において所有していた旨を証する書類

ロ 対象区域内家屋の床面積及び法附則第五十一条第四項に規定する代替家屋（以下ロにおいて「代替家屋」という。）の床面積を証す

二 法附則第五十一条第三項又は第四項の規定の適用を受けようとする

場合 次に掲げる書類

イ 法附則第五十一条第三項に規定する対象区域内家屋（以下この号において「対象区域内家屋」という。）又は同条第四項に規定する対象土地（以下この号において「対象土地」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該対象区域内家屋又は当該対象土地の所在地を記載した書類並びに当該対象区域内家屋を同条第三項又は第四項に規定する警戒区域設定指示が行われた日において所有していた旨を証する書類

ロ 対象区域内家屋の床面積及び法附則第五十一条第三項に規定する代替家屋（以下ロにおいて「代替家屋」という。）の床面積を証す

る書類又は対象土地の面積及び代替家屋の敷地の用に供する土地の面積を証する書類

ハ 政令附則第三十一条第四項第二号から第四号までに掲げる者又は同条第五項第二号から第四号までに掲げる者（以下ハにおいて「相続人等」という。）が、法附則第五十一条第四項又は第五項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、イ及びロに掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人の登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

ニ 政令附則第三十一条第五項第三号に掲げる者が、法附則第五十一条第五項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、イからハまでに掲げるもののほか、政令附則第三十一条第五項第一号に掲げる者と同居する予定であることを約する書類

四 法附則第五十一条第六項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 法附則第五十一条第六項に規定する対象区域内農用地（以下この号において「対象区域内農用地」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該対象区域内農用地の所在地を記載した書類並びに当該対象区域内農用地を同項に規定する警戒区域設定指示が行われた日において所有していた旨を証する書類

ロ 対象区域内農用地の面積及び法附則第五十一条第六項に規定する当該対象区域内農用地に代わる農用地の面積を証する書類

ハ 政令附則第三十一条第六項第一号に掲げる者が、法附則第五十一

る書類又は対象土地の面積及び代替家屋の敷地の用に供する土地の面積を証する書類

ハ 政令附則第三十一条第三項第二号から第四号までに掲げる者又は同条第四項第二号から第四号までに掲げる者（以下ハにおいて「相続人等」という。）が、法附則第五十一条第三項又は第四項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、イ及びロに掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人の登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

ニ 政令附則第三十一条第四項第三号に掲げる者が、法附則第五十一条第四項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、イからハまでに掲げるもののほか、政令附則第三十一条第四項第一号に掲げる者と同居する予定であることを約する書類

条第六項の規定の適用を受けようとする場合に於ては、イ及びロに掲げるもののほか、農業を営む者であることを証する書類

- 二 政令附則第三十一条第六項第二号から第四号までに掲げる者（以下において「相続人等」という。）が、法附則第五十一条第六項の規定の適用を受けようとする場合に於ては、イ及びロに掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人の登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

（政令附則第三十一条の二の総務省令で定める書類）

第二十二条の四 政令附則第三十一条の二に規定する総務省令で定める書類は、独立行政法人中小企業基盤整備機構と市町村との間に締結された契約書の写しその他の独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七十七号）第十五条第一項第十三号に掲げる業務により整備された工場又は事業場の用に供する家屋を市町村に無償で貸し付け、かつ、その取得の日から一年以内に当該市町村に無償で譲渡することが書面により明らかにされているものとする。

（法附則第五十六条の二第三項の政府の補助等）

第二十四条の二 法附則第五十六条の二第三項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、災害復旧事業費に係る補助とする。

- 2 政令附則第三十三条の二第二項に規定する総務省令で定める書類は、独立行政法人中小企業基盤整備機構と市町村との間に締結された契約書の写しその他の独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第

十三号に掲げる業務により整備された工場又は事業場の用に供する家屋を市町村に無償で貸し付け、かつ、その取得の日から一年以内に当該市町村に無償で譲渡することが書面により明らかにされているものとする。

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>附則 （平成二十三年四月二十一日における警戒区域設定指示区域に関する経過措置） 第二条 平成二十三年四月二十一日における地方税法附則第五十一条第四項</p>	<p>附則 （平成二十三年四月二十一日における警戒区域設定指示区域に関する経過措置） 第二条 平成二十三年四月二十一日における東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号）第一条の規定による改正後の地方税法附則第五十一条第三項に規定する警戒区域設定指示区域（以下この条において「警戒区域設定指示区域」という。）であつて同三月十二日において同法附則第五十五条の二第一項第二号に掲げる指示（避難のための立退きに係るものに限る。）の対象区域であつた区域は、この省令による改正後の地方税法施行規則附則第二十二条の二、第二十三条、第二十三条の二、第二十四条第十一項及び第十二項並びに第二十五条の二、第九項までの規定の適用については、同年三月十一日から警戒区域設定指示区域であつたものとみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
<p>に規定する警戒区域設定指示区域（以下この条において「警戒区域設定指示区域」という。）であつて同三月十二日において同法附則第五十五条の二第一項第二号に掲げる指示（避難のための立退きに係るものに限る。）の対象区域であつた区域は、 地方税法施行規則附則第二十二条の三、第二十三条、第二十三条の二、第二十四条第十一項及び第十二項並びに第二十五条第四項から第九項までの規定の適用については、同年三月十一日から警戒区域設定指示区域であつたものとみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>の規定の適用については、同年三月十一日から警戒区域設定指示区域であつたものとみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
<p>附則第二十二條の 三</p>	<p>附則第二十二條の 二第一項</p>
<p>法附則第五十一條第四項又は第三</p>	<p>法附則第五十一條第三項又は第二</p>
<p>東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処す</p>	<p>東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処す</p>

<p>五項の規定の適用を受けようとする場合 次に</p>	<p>法附則第五十一条第四項に規定する</p>	<p>同条第四項又は第五項に規定する警戒区域設定指示が行われた日</p>	<p>政令附則第三十条から第四号まで</p>
<p>四項の規定の適用を受けようとする場合 次に</p>	<p>法附則第五十一条第三項に規定する</p>	<p>同条第三項又は第四項に規定する警戒区域設定指示が行われた日</p>	<p>地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第二百五十八号。以下「改正令」という。） 附則第三条の規定によ</p>

<p>五項の規定の適用を受けようとする場合 次に</p>	<p>法附則第五十一条第四項に規定する</p>	<p>同条第四項又は第五項に規定する警戒区域設定指示が行われた日</p>	<p>政令附則第三十条から第四号まで</p>
<p>四項の規定の適用を受けようとする場合 次に</p>	<p>法附則第五十一条第三項に規定する</p>	<p>同条第三項又は第四項に規定する警戒区域設定指示が行われた日</p>	<p>地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第二百五十八号。以下「改正令」という。） 附則第三条の規定によ</p>

略	号	政令附則第三十 一条第五項第一	法附則第五十一 条第五項	号	政令附則第三十 一条第五項第三	ては	五項の規定の適 用を受けようと する場合にあつ ては	法附則第五十一 条第四項又は第 五項の規定の適 用を受けようと する場合にあつ ては	り読み替えて適用される政令附 則第三十一条第四項第二号から 第四号まで
	第三十一条第五項第一号	読み替えて適用される政令附則 第三十一条第五項第一号	改正令附則第三条の規定により 読み替えて適用される政令附則 第三十一条第五項第一号	地方税法等改正法附則第二条の 規定により読み替えて適用され る法附則第五十一条第五項	改正令附則第三条の規定により 読み替えて適用される政令附則 第三十一条第五項第三号	改正令附則第三条の規定により 読み替えて適用される政令附則 第三十一条第五項第三号	改正令附則第三条の規定により 読み替えて適用される政令附則 第三十一条第五項第三号	改正令附則第三条の規定により 読み替えて適用される政令附則 第三十一条第五項第三号	改正令附則第三条の規定により 読み替えて適用される政令附則 第三十一条第五項第三号
略	号	政令附則第三十 一条第四項第一	法附則第五十一 条第四項	号	政令附則第三十 一条第四項第三	ては	四項の規定の適 用を受けようと する場合にあつ ては	法附則第五十一 条第三項又は第 四項の規定の適 用を受けようと する場合にあつ ては	り読み替えて適用される政令附 則第三十一条第三項第二号から 第四号まで
	第三十一条第四項第一号	読み替えて適用される政令附則 第三十一条第四項第一号	改正令附則第三条の規定により 読み替えて適用される政令附則 第三十一条第四項第一号	地方税法等改正法附則第二条の 規定により読み替えて適用され る法附則第五十一条第四項	改正令附則第三条の規定により 読み替えて適用される政令附則 第三十一条第四項第三号	改正令附則第三条の規定により 読み替えて適用される政令附則 第三十一条第四項第三号	改正令附則第三条の規定により 読み替えて適用される政令附則 第三十一条第四項第三号	改正令附則第三条の規定により 読み替えて適用される政令附則 第三十一条第四項第三号	改正令附則第三条の規定により 読み替えて適用される政令附則 第三十一条第四項第三号